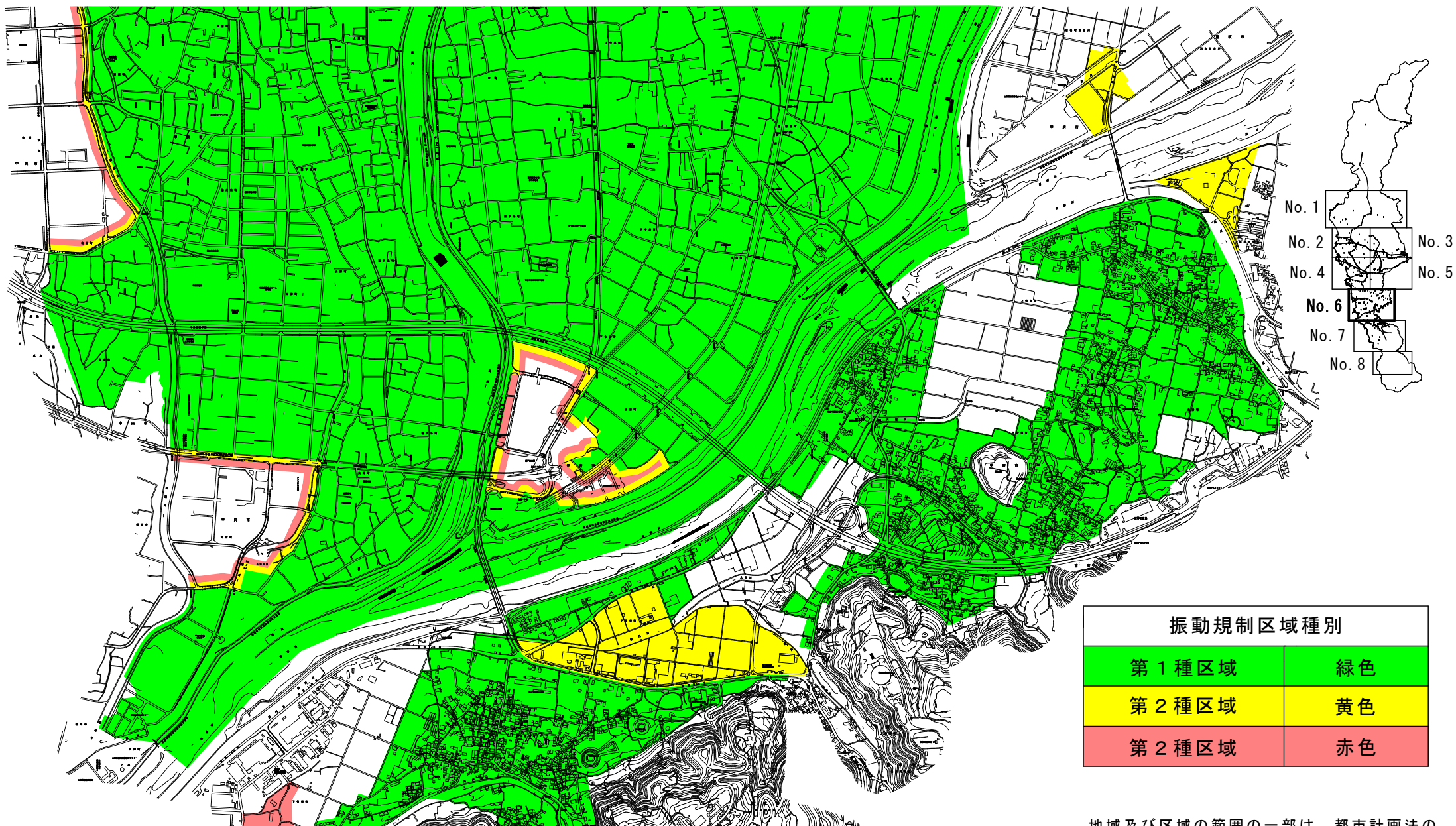


振動規制地域図



振動規制区域種別

第1種区域	緑色
第2種区域	黄色
第2種区域	赤色

地域及び区域の範囲の一部は、都市計画法の用途地域に基づくものである。
 なお、工業団地等周辺の帯状の区域は、緩衝区域であって、その幅は30メートルである。